

第 11 期福岡市分別収集計画

令和 8 年 3 月

福 岡 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び 製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び 製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

我が国においては、高度経済成長以降、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムが定着したことによりごみ量が増加し、公害や環境被害などの社会問題を生み出したことから、ごみの発生を抑制し、排出されたごみについてもできる限り活用して環境への負荷を低減させる循環型社会への転換が求められてきた。

さらに、平成 27 年の「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製容器包装も含め、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたところである。

このような状況のもと、本市では、令和 3 年 8 月に策定した「循環のまち・ふくおか推進プラン（第 5 次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」に基づく施策を展開し、ごみ減量及びリサイクルの取組みを推進している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条の規定に基づき、本市における容器包装廃棄物の分別収集を実施するために必要な事項を定め、市民・事業者・行政が一体となって取り組むための具体的な方策を定めるものであり、併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進するものである。本計画の推進により、容器包装や製品プラスチックの 3R が推進され、もって、循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

ものの流れにおけるあらゆる場面において、2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））に重点をおいた 3R に取り組み、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもと、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重する「福岡式循環型社会システム」を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間（令和 8 年度から令和 12 年度）とし、3 年ごとに改定する。

なお、社会情勢の変化や上位計画である一般廃棄物処理基本計画を見直した場合は、必要に応じて計画を見直す。

4 対象品目

本計画では、①主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他）（以下「ガラス製容器」という）、②主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（以下「紙パック」という。）、③主として段ボール製の容器（以下「段ボール」という。）、④主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）、⑤白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）及び、⑥主としてプラスチック製の容器包装であって④、⑤以外のもの（以下「プラスチック製容器包装」という。）を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	66,068 t	65,790 t	65,292 t	64,894 t	64,781 t
製品プラスチック	13,251t	13,152t	12,987t	12,854t	12,815t

注) 循環のまち・ふくおか推進プランにおけるごみ処理量の推計値及び資源物回収量の実績等から推計

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

市民・事業者・行政の各主体が適切な役割分担のもと、容器包装廃棄物の排出の抑制を推進する。

(1) 各主体の役割

① 市民の役割

生活のあらゆる場面で、自主的・自発的に2R（リデュース、リユース）に重点を置いた行動を心掛ける。特にマイバッグやマイボトルの持参といったライフスタイルの見直しにより、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

② 事業者の役割

商品の製造・流通・販売といった事業活動の各段階において、容器包装廃棄物の排出抑制の取組みを実施する。

③ 行政の役割

ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施、市民団体等が主体的に行う環境保全活動や地域集団回収等への財政的支援などにより、市民・事業者の自主的・自発的な取

組みを促進する。

(2) 排出抑制を推進するための方策

① 環境教育・学習の推進

小学生を対象とした環境学習や、学校や地域における3Rをテーマとした出前講座の実施、若年層に対する環境啓発など、あらゆる対象や目的に応じた環境教育・学習の充実を図る。

② リフューズの推進

不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うほか、マイバッグ持参に関する啓発を実施する。

③ マイボトルの利用促進

公共施設の給水スポットの増設や市内飲食店等を「マイボトル協力店」として登録する制度の活用により、マイボトルの利用促進を図る。

④ イベント等でのワンウェイプラスチックの削減

イベント主催者等に対し、イベントでのワンウェイプラスチック使用量の削減のためのマニュアルを配布し、環境への負担が少ない素材への切り替えを促進するとともに、身近なワンウェイプラスチックの削減に向け、市民と接する小売事業者と共同啓発を行う。

⑤ 指定袋の小袋化、ばら売りによるレジ袋の削減促進

指定袋の小袋化によるごみ減量を推進するとともに、使用後ごみとして排出されるレジ袋の代わりとして使用可能な可燃ごみ用指定袋「ふくレジ」を販売し、消費行動を通してプラスチックごみの削減を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

(1) 指定袋による容器包装廃棄物の戸別収集

次表のガラス製容器及びペットボトルについては、指定袋により戸別収集し、選別等施設においてガラス製容器の色選別及びペットボトルの圧縮・梱包等処理を行っており、これを継続実施する。

次表のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、指定袋により戸別収集し、中間処理施設において圧縮・梱包等処理を行うこととし、令和9年2月から実施する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
ガラス製容器	空きびん・ペットボトル
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	プラスチック
製品プラスチック	

(2) 公共施設等での容器包装廃棄物の拠点回収

ガラス製容器、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイ及びプラスチック製容器包装（気泡緩衝材）については、区役所等の公共施設に設置した資源物回収ボックスにより拠点回収を行っており、これを継続実施する。

ガラス製容器及びペットボトルについては、上記に加え、スーパーマーケット等に設置した資源物回収ボックスによる拠点回収を実施するとともに、選別処理施設においてガラス製容器の色選別及びペットボトルの圧縮・梱包等処理を行っており、これらについても継続実施する。

(3) 地域での取組みによる回収

市による回収のほか、子ども会、自治会・町内会、老人クラブ等が実施する地域集団回収や、地域で管理している校区紙リサイクルステーションや紙リサイクルボックスにおいて、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器、紙パック及び段ボールを回収しており、これらを継続実施する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	—		—		—		—		—	
主としてアルミ製の容器	—		—		—		—		—	
無色のガラス製容器	(合計) 1,113t		(合計) 1,118t		(合計) 1,120t		(合計) 1,122t		(合計) 1,124t	
	(引渡)量 1,113t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,118t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,120t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,122t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,124t	(独自処理)量 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 1,069t		(合計) 1,073t		(合計) 1,075t		(合計) 1,077t		(合計) 1,078t	
	(引渡)量 1,069t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,073t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,075t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,077t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,078t	(独自処理)量 0t
その他のガラス製容器	(合計) 1,195t		(合計) 1,200t		(合計) 1,202t		(合計) 1,205t		(合計) 1,206t	
	(引渡)量 1,195t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,200t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,202t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,205t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,206t	(独自処理)量 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	8t		8t		8t		8t		8t	
主として段ボール製の容器	379t		380t		381t		382t		383t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするもの	(合計) 4,212t		(合計) 4,228t		(合計) 4,236t		(合計) 4,244t		(合計) 4,250t	
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 4,212t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 4,228t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 4,236t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 4,244t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 4,250t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,835t		(合計) 23,002t		(合計) 23,002t		(合計) 23,002t		(合計) 23,002t	
	(引渡)量 2t	(独自処理)量 3833t	(引渡)量 2t	(独自処理)量 23,000t	(引渡)量 2t	(独自処理)量 23,000t	(引渡)量 2t	(独自処理)量 23,000t	(引渡)量 2t	(独自処理)量 23,000t
	(うち白色トレイ) 2t		(うち白色トレイ) 2t		(うち白色トレイ) 2t		(うち白色トレイ) 2t		(うち白色トレイ) 2t	
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 333t		(合計) 2,000t		(合計) 2,000t		(合計) 2,000t		(合計) 2,000t	
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 333t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 2,000t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 2,000t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 2,000t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 2,000t

注1) 上記には、地域集団回収による回収量は含まない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

<p><算定式（プラスチック製容器包装及び製品プラスチックを除く）> 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の特定分別基準適合物等の回収実績量 × 人口増減率（令和6年度比）</p> <p><算定式（プラスチック製容器包装）> 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み =プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの排出量×分別協力率 ×プラスチック製容器包装の分別収集割合</p> <p><算定式（製品プラスチック）> 製品プラスチックの量の見込み =プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの排出量×分別協力率 ×製品プラスチックの分別収集割合</p>

なお、人口増減率は、循環のまち・ふくおか推進プランにおける人口推計値を基に、下記のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,660,900人 (対令和6年度比)	1,665,200人 (対令和6年度比)	1,669,200人 (対令和6年度比)	1,673,300人 (対令和6年度比)	1,677,200人 (対令和6年度比)
0.25%	0.51%	0.75%	1.00%	1.24%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	住民団体による集団回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん (注2)	市による定期収集	定期収集：市
	茶色のガラス製容器		市による拠点回収	拠点回収：市
	その他のガラス製容器		住民団体による集団回収	集団回収：民間業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による拠点回収	拠点回収：市
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	集団回収：民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル (注2)	市による定期収集 市による拠点回収	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック (注3)	市による定期収集 市による拠点回収	定期収集：市 拠点回収：民間業者
	(うち白色トレイ)	白色トレイ	市による拠点回収	市
製品プラスチック		プラスチック (注3)	市による定期収集 市による拠点回収	市

注2) 市による定期収集については、「空きびん・ペットボトル」として混合収集する。

注3) 市による定期収集については、「プラスチック」として混合収集する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市が行う分別収集の用に供する施設の整備等に関する事項について、以下に示す。

(1) 空きびん・ペットボトル

① 収集容器

定期収集については、市で定める規格（材質、色・透明度、大きさ、強度等）に適合する空きびん・ペットボトル排出用の袋（有料指定袋）を使用する。

② 収集車

可燃ごみ及び不燃ごみ収集車と同種のパッカー車による。

③ 選別等処理施設

選別等処理施設及び保管施設において選別処理等を実施する。なお、選別等処理施設については、民間施設を活用する。

(2) プラスチック

① 収集容器

定期収集については、市で定める規格（材質、色・透明度、大きさ、強度等）に適合するプラスチック排出用の袋（有料指定袋）を使用する。

② 収集車

可燃ごみ収集車と同種のパッカー車による。

③ 中間処理施設等

中間処理施設において圧縮・梱包等を行い、再商品化施設においてプラスチック原料へのリサイクルを実施する。中間処理施設及び再商品化施設については、民間施設を活用することとし、令和8年度までに整備予定。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

循環のまち・ふくおか推進プランに基づき、毎年度、施策の進捗状況の点検・評価を実施するとともに、専門家を含めた進行管理組織により、コスト面や環境負荷、技術面及び減量効果の観点など、総合的な助言等を踏まえ、ごみ処理に関する施策の決定やごみ処理システムの最適化を図る。